

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年7月23日

福島県喜多方建設事務所長 杉原 雅人

委託業務番号	第 24-41350-0183 号
委託業務名	設計業務委託（道維・長寿）
質 問 事 項	
<p>1. 本業務の同種・類似業務実績において、高速道路会社（東日本高速(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)）が発注した工事に関する業務実績も実績要件に含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>2. 入札公告「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載されている企業の業務実績、配置予定技術者（同種・類似・同規模業務の実績）の業務実績では、『過去10年以内、鋼橋（L=100m）以上の耐震性能照査業務』と記載されていますが、別紙2「測量等委託業務総合評価点評価基準（標準型）」には、「同種業務：複数径間の橋長200m以上の橋梁耐震設計業務」及び「類似業務：複数径間の橋長150m以上の橋梁耐震設計業務」を記載されており、要件がそれぞれ異なります。本業務は、別紙2「測量等委託業務総合評価点評価基準（標準型）」の要件が求められているものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用要件をご教示願います。</p> <p>3. 本業務の同種・類似業務実績において、別紙2「測量等委託業務総合評価点評価基準（標準型）」には、「同種業務：複数径間の橋長200m以上の橋梁耐震設計業務」及び「類似業務：複数径間の橋長150m以上の橋梁耐震設計業務」の記載が、入札公告「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載されている企業の業務実績、配置予定技術者（同種・類似・同規模業務の実績）の業務実績には、『過去10年以内、鋼橋（L=100m）以上の耐震性能照査業務』と記載されています。「橋梁耐震設計」について、今回「詳細設計（実施設計）」に限定されていない上、本業務内容を鑑みて「橋梁の耐震性能照査業務」も含まれるものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>4. 本業務の同種・類似業務実績において、別紙2「測量等委託業務総合評価点評価基準（標準型）」には、「同種業務：複数径間の橋長200m以上の橋梁耐震設計業務」及び「類似業務：複数径間の橋長150m以上の橋梁耐震設計業務」の記載が、入札公告「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に記載されている企業の業務実績、配置予定技術者（同種・類似・同規模業務の実績）の業務実績には、『過去10年以内、鋼橋（L=100m）以上の耐震性能照査業務』と記載されています。今回『道路橋』とは記載されていないため、業務内容が近く、かつ複数径間（多径間）であれば、水管橋でも該当するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	

5. 当該設計対象橋梁（黒清水沢橋）に係る既存資料・原設計当時の竣工図書（CAD図を含む電子データ）の有無をご教示願います。
また、既存資料・原設計当時の竣工図書が現存しない場合、原設計当時の設計条件を想定した復元設計（再現計算等）が必要となり、本業務とは別に相当の労力を要する事となりますが、その場合は当該作業に係る費用や作業工期については別途協議の上、設計変更の対象として取り扱っていただけますでしょうか。
6. 本業務の設計業務費（調査・計画業務費）における「旅費交通費」については、「福島県設計業務等標準積算基準（R5.10.1）（R6.4.1一部改正）」の参1-2-3「1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算」に記載されている通り、「（1）旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）」の「土木設計業務（直接人件費の0.63%）」の算定式により算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。
もし異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。
7. 「既設橋梁耐震性能照査」の「耐震性能照査（黒清水沢橋の橋台・橋脚）」における電子計算機使用料対象額につきましては、補正を掛ける前の標準歩掛（基本構造物）人工計である直接人件費を対象額として、その対象額の1%分の費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。
8. 施工 第0-0005号表 耐震対策工法の比較（全体系）の補正係数について、少数3位（2.535）又は少数2位（2.54）どちらを採用しているかご教示願います。
橋長補正 $0.853 \times 255 + 36.025 = 253.54 \div 253.5$
補正係数 $253.5 / 100 = 2.535 \div 2.54$

回 答 事 項

1. 貴社の御理解のとおりです。
2. 本業務の入札参加要件は、入札公告「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」のとおりです。
3. 同種・類似業務における橋梁耐震設計には、「橋梁の耐震性能照査業務」も含まれます。
4. 本設計業務は、道路橋の耐震設計であるため道路橋を対象とします。
5. 本設計対象橋梁に係る既存資料は、特記仕様書第7条（貸与資料）のとおりです。
ただし、電子データはありません。
また、業務中に必要な作業が発生した際は、土木設計業務等委託契約書第19条に基づき協議の対象とします。
6. 貴社の御理解のとおりです。
7. 貴社の御理解のとおりです。
8. 補正係数の端数処理は、設計業務等標準積算基準（令和6年4月1日一部改正）の「2-2 端数処理等の方法」（P. 参考1-1-1）に基づき、少数第2位（少数第3位四捨五入）まで算出しています。